

特集／経済危機下の中小企業問題

経済危機下の中小企業労働運動

中島 康浩

◇はじめに(本特集の目的と内容について)

リーマン・ショック以降の経済危機によって「赤字転落」した大企業では、ここにきて収益のV字回復が経済紙をにぎわせている。連動して中小企業でも回復基調に転化しつつあるが、売上げ減、採算割れ、資金繰りなど一層の困難に晒され、リストラにとどまらず倒産や廃業を余儀なくされる企業もある。労働組合運動も新たな試練に直面し、その対応に追われ、中小企業関係単産と全労連の中央・地方での奮闘が続いている。

今回の特集は、こうした情勢のもとで、(1)中小企業の労働組合が取りくむべき課題と運動のすすめ方、(2)大企業による中小企業支配を打ち破っていくために下請二法の活用と改善要求、(3)膨大な大企業の内部留保と脆弱な中小企業経営、その還元を求める取りくみ、(4)中小企業の経営を守る労組と経営者・業者などの共同の取りくみ、(5)ヨーロッパの中小企業憲章と日本における憲章づくりなどについて論証したものである。

執筆は、当研究所の中小企業問題研究部会(部会長＝松丸和夫・中央大学教授)が定期的に研究、解明してきたテーマでもあることから部会メンバーを中心に分担し、事例報告は各職場・地域の役員の方に協力していただいた。

以下、第1テーマの「経済危機下の中小企業労働運動」について報告する。

1. 賃金格差と低水準の労働条件について

1) 100対53。規模別賃金格差の実態

中小企業にはたらく労働者が直面している問題は、大企業や中堅企業に比べて、賃金が安いこと、労働時間が不規則なこと、非正規労働者

の比率が高いことである。

とりわけ賃金水準は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査年報(2008年版)」で見ると、500人以上の大企業の50.0万円(一時金等を含む)に対して、100～499人で39.1万円(大企業比78)、30～99人で33.0万円(同66)、5～29人では26.5万円(同53)となっている。規模が小さくなるにしたがって低減し、小規模の5～29人では大企業の半分程度の賃金しか得られないのが実態である。

2) 避けられない非正規雇用と低賃金

大企業が業績を回復させてきた最大の要因は、外需の回復と同時にリストラ・賃金抑制、下請いじめによるコスト削減である。賃金抑制では、春闘にその特徴をみることができる。09春闘では経済危機を最大限利用して「定昇凍結」を押し付ける企業が続出し、10春闘では業績が回復しているにも拘わらず「定昇のみ」を押し付けてきた。この「定昇のみ」でさえ、退職者と新規採用者の人数差から総額人件費は低減して利益に直結する。

加えて、この間の非正規化も大きな利益の源泉になっている。例えば、I自動車の場合で見ると、正社員の年収が約600万円なのに対して、期間工で約400万円、派遣工では約280万円にすぎない。問題なのは、関係中小企業も非正規雇用を増やして対応しないと、同業者間の価格競争に対応できないということになる。これは自動車産業に限らず各産業に共通している。春闘の賃上げ額が親会社を上回れないのも同様である。

加えて中小企業では、親会社・取引先との関係で、始業・就業時間が一定せず、季節や気候などによる繁閑もあり、不規則な労働を強いられている。また、時間外手当や有期休暇の管理

も不十分で、育児・介護休暇なども整備されていない企業が多く、ビルメンテナンス、トラック輸送、建設業などでは請負化して社会保険未加入でコスト削減をはかる企業もみられる。

2. 中小企業の苦境と、その原因について

1) 中小企業と地域経済の現状

(1) 深い水面下。厳しい景況・業況

中小企業の業況は、引き続き持ち直しの動きが見られるものの、弱い動きを示した業種もあるなど、依然として厳しい状況にある。中小企業基盤整備機構の「中小企業景況調査（2010年1～3月期）」によれば、全産業の業況判断DI（「良い」－「悪い」）は▲34.2で前期差2.2ポイントの改善となり、4期連続でマイナス幅が縮小している。個別の指標でも、売上額DIが▲28.0で前期比4.6ポイント改善したのをはじめ、経常利益DIは▲45.7で同4.5ポイントの改善、資金繰りDIは▲26.6で2.1ポイントの改善、借入難易度DIは▲15.6で1.2ポイントの改善など、各々若干の改善傾向を示したが、依然としてマイナスになっている。業種別にみると、「製造業は改善したが、サービス業と小売業ではマイナス幅が拡大」している。改善した製造業では自動車、電機製品などが政府のエコポイント政策によるところが大きく、建設業にも若干の効果があつたが、改善幅はわずかであつた。一方、悪化したサービス業では飲食・宿泊業がデフレの直撃を受けている。いずれにしても、各指標のマイナス数値に見られるように大企業の業況に比べれば、相当深い水面下にある。

(2) 不況型倒産が増加中

リーマン・ショック以降急増していた企業倒産件数は、このところ高水準ながら沈静化しつつある。東京商工リサーチの「全国企業倒産状況」によれば、2009年度の倒産件数は1万4732件で、ピークだった前年度の1万6146件を若干下回った。各月報でもこの傾向が顕著である。業種別にみると、金融・保険業（▲28.9%）をはじめ、卸売業、運輸業、不動産業、建設業（いずれも▲14%台）

などが前年度比で減少となり、情報通信業（+6.7%）とサービス業他（+3.5%）では前年度を上回った。しかしながら、販売不振など「不況型倒産」の構成比は80.7%で、過去最高を記録している。その要因・背景として、「4社に3社が販売不振による倒産で、収益環境が厳しい中小・零細企業が高水準で推移」（帝国データバンク）していることが挙げられている。

(3) 地方景気もマイナス

中小企業基盤整備機構の業況調査（1～3月期）では、地域別の業況判断についても紹介している。それによると、「全8地域中、北海道でマイナス幅が拡大、四国、中部、近畿など6地域でマイナス幅が縮小、東北は横ばいであった」という。また、東京商工リサーチの前記調査では地区別の倒産件数の特徴について、「9地区のうち近畿を除く8地区で前年を下回った」と指摘している。都道府県別では近畿の大阪、滋賀、和歌山とともに、千葉、神奈川、愛知、三重などで増加がつづいた。これらの府県は大企業が集中するところであることが注目される。なお、全体が減少した背景について、帝国データバンクでは、「（多数を占める）建設業における倒産が減少」したことをあげ、「公共工事の執行前倒しが奏功し、公共工事への依存度が高い地方圏で大幅減少」とみている。

2) 中小企業の苦境の原因

(1) デフレによる売上げの減少

経済危機から回復する過程で中小企業の仕事量、売上げが激減していることは、前述の「厳しい景況・業況」のとおりである。こうした要因について、日本商工会議所の「LOBO（業況）調査（3月期）」では、「大手自動車メーカーのリコール問題やデフレによる販売価格の低下、雇用・所得不安にともなう個人消費・住宅建設の減退、公共工事量の減少、燃料価格の上昇懸念などから、先行き見通しには慎重な声が依然として根強い」と説明されている。一方、大手製造業では「少子高齢化」による需要の減少を理由に海外生産・販売に活路を求め、世界的

特集・経済危機下の中小企業問題

な工場再配置をすすめようとしている。これでは国内の設備投資が減少し、中小企業の仕事も減ってしまうことが懸念される。

さらに、正社員への賃金抑制と雇用の非正規化は、労働者全体の消費購買力を低下させてきた。勤労者世帯の月平均実収入（一時金等を含む）は、総務省「家計調査年報」によれば、1998年の58.9万円から2008年には53.3万円になり、5.6万円（9.4%）も減少した。連動して家計の消費支出も35.4万円から32.4万円になり、3.0万円（8.4%）もの減少になっている。こうして、賃金抑制・非正規化⇒購買力低下⇒消費不況⇒企業業績悪化⇒賃金抑制・非正規化という、デフレスパイラルに陥っているのである。その結果、狭まった市場で過当競争にさらされ、価格決定権の希薄な中小企業の弱体化が進行している。

この10年間で、欧米の主要国が国内総生産（GDP）も雇用者所得も1.2～1.7倍に伸ばしているのに対し、日本だけが減少している。このデフレ現象は「構造改革」路線による雇用・労働分野の規制緩和策にその原因がある。

(2)単価たたき・納入価格の減額

苦境の中小企業とは対照的に、日本の大企業はこの10年間で、利益を拡大するとともに内部留保を異常なほど積み増してきた（12ページ参照）。さらに、今回の経済危機では大企業も売上げ、経常利益を大幅に減らしたものの、内部留保だけは21兆円（前年比9.5%増）も積み増しているのも特徴である。

大企業の利益、内部留保の源泉は、前述した賃金抑制・非正規化とともに、下請単価の一方的な切り下げ、取引価格の低額押し付けである。愛労連が2010年2月にトヨタ関連下請企業が集中する西三河地域で実施した「仕事量・単価に関するアンケート」のまとめでは、トヨタが「部品価格3割削減を、トヨタ系列会社に要請」（中日新聞12/23付）が紹介されている。現にアンケートに回答した70社のうち、6割にあたる47社で「この1年間に単価の引き下げがあった」と回

答、30%、50%という引下げもみられる。「定期的に行われるコストダウン（2回／年）が当然のように実施（半強制）されている」という訴えもあった。

この点では、『中小企業白書2010年版』でも、「主力製品等の単価変動（下降）の主な原因・理由」についての調査結果を発表した。それによると、「顧客や発注元からの要求を受け入れた」と回答した企業は全産業で29.9%、うち、製造業では55.6%、サービス業でも43.9%を占めている。同書は「中小企業が値下げ要求や価格競争に直面していることがうかがわれる」と指摘している。

(3)弱者切り捨てと少ない中小企業予算

1999年の中小企業基本法の改悪では、旧法にあった「二重構造の底辺」「弱者」という中小企業の位置付け、「大企業との格差の是正」が削られ、政策の中心は「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に変わった。ベンチャーなど一部の企業だけが支援の対象になり、多くの中小企業は支援の対象から外されたのである。

同時期に、銀行、保険、証券などの垣根を取り払う金融ビックバンが強行され、金融機関には自己資本比率（国際取引8%以上、国内のみ4%以上）が義務付けられた。経営体質が脆弱な中小企業は「不良債権」として扱われ、貸し渋り・貸しはがしが横行し社会問題になった。その後、中小企業・業者団体や全労連など労働組合の運動も反映して「金融検査マニュアル・中小版」を改定させたり、セーフティネット保証の業種拡大（現在は業種枠なし）、返済猶予期間の延長（最大3年）などが実現してきたが、その間には多くの中小企業が整理・淘汰させられた。

国の中小企業対策費は、一般歳出比率でみると1967年をピークに下がり続け、近年では0.4%以下に抑え込まれている。実額でみても1980年に2435億円だったものが、自公政権最後の2009年には1890億円まで下げられ、2010年には民主党政権によって増額されたが1911億円（一般歳出比0.36%）という低水準である。

3. 民主党政権の中小企業政策について

1) 民主党「マニフェスト」各論の具体策

2009年8月の総選挙で、民主党は政権公約の「マニフェスト」を大量配布し、国民の圧倒的な支持を受けて政権の座についた。その後、後期高齢者医療制度や労働者派遣法、米軍基地問題などで公約を次々と変質、反故にしている。「マニフェスト」でかかげた国民・労働者の要求を反映した部分は具体化させる必要がある。改めて中小企業政策、雇用・労働政策を見てみよう。

(1) 中小企業政策

中小企業減税では「中小企業向けの法人税率を現在の18%から11%に引き下げる」(所要額2500億円程度)としている。

中小企業対策では、①『「次世代の人材育成」』『公正な市場環境整備』『中小企業金融の円滑化』などを内容とする『中小企業憲章』を制定する、②「最低賃金引き上げを円滑に実施するため、中小企業への支援を行う」、③『「中小企業いじめ防止法」』を制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止する、④「貸し渋り・貸し剥がし対策を講じるとともに、使い勝手の良い『特別信用保証』を復活させる」などがある。

(2) 雇用・労働政策

労働者派遣法については、①「原則として製造現場への派遣を禁止する(新たな専門職制度を設ける)」、②「専門職以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る」、③「2カ月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止する。『日雇い派遣』『スポット派遣』も原則禁止とする」、④「派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する」などである。

最低賃金については、①「貧困の実態調査を行い、対策を講じる」、②「最低賃金の原則を『労働者とその家族を支える生計費』とする」、③「全ての労働者に適用される『全国最低賃金』を設定(800円を想定)する」、④「景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平

均1000円を目指す」、⑤「中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施する」(所要額2200億円程度)としている。

2) 政権交代による関係省庁の変化と、国民的要求

(1) 中小企業関係省庁の姿勢の変化

全労連・春闘共闘や業者の全商連が共同して中小企業関係の要求実現をめざす要請先は、主として中小企業庁、公正取引委員会、金融庁、厚生労働省である。鳩山政権発足後、全労連は2009年11月、2010年2月、5月の3回にわたって対政府交渉を重ねてきた。

この間の特徴は、自公政権時代と比べ変化した部分と旧態依然の部分とが混在していることである。変わった点は、前記「マニフェスト」を実現させるために政策立案が「政治主導」となり、政務三役からのトップダウンになったことである。亀井静香金融相が素早く「中小企業金融円滑化法」(返済条件・猶予期間の延長など)を成立、施行させたのははじめ、中小企業庁は「中小企業憲章」をつくって閣議決定し、「中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム」では全国最賃800円に向けた調査をすすめている。厚生労働省は「生活保護・母子加算」を復活させ、「ナショナル・ミニマム研究会」で生活保護基準以下の世帯数や研究会中間報告(案)を公表している。

さらに、関係省庁も「マニフェスト」の方向で動き出している。このため、行政の現場では動揺や混乱が見られた。それは「(現場の) 下からの意見が反映しない」「(良いことだが) 現場は少数で手が回らない」というものである。

(2) 財界の圧力で、公約を反故・変質

民主党連立政権が誕生して9カ月が経過した6月2日、鳩山内閣は崩壊した。普天間基地の移転先をめぐる迷走など「マニフェスト」で掲げた政策を反故にし、「政治とカネ」も絡んで国民的な支持を失った。加えて、後期高齢者医療制度の廃止を先延ばし・変質させ、社会保障のために消費税の増税を主張し、労働者派遣法の

特集・経済危機下の中小企業問題

抜本改正には大穴をあけたまま成立させようとしている。最賃時給1000円の実現は大幅に先送りされ2020年の到達目標になった。これらは、世論を意識して「マニフェスト」に書き込んだものの、具体化にあたって財界やアメリカの圧力に直面して表面化したものである。

菅内閣が誕生したが、米軍基地問題をめぐって、沖縄県民、徳之島住民の大きな運動に象徴して見られるように、後期高齢者医療制度問題も労働者派遣法の抜本改正も、さらに中小企業支援策や最低賃金1000円の要求実現も、社会保障の拡充と消費税増税反対も、大衆的な運動発展こそが決定的に重要になってきている。

4. 全労連と中小単産の要求、取り組みについて

1) 全労連・春闘共闘の2010年春闘の特徴

全労連・春闘共闘は、2010年春闘のスローガンに、「変化をチャンスに、貧困・格差の解消、内需の拡大を」と掲げ、3つの重点課題を追求してきた。

①解雇、失業に反対し、「雇用守れ、仕事よこせの運動」を取り組み、「労働者派遣法の抜本改正を求める国会請願署名」を継続してきた。改正労働者派遣法の大穴を告発し、国会議員要請や宣伝行動を取り組んでいる。

②生活改善となる賃上げをめざし、統一闘争に取り組み、賃上げ要求目標として、「誰でも月額1万円、時間額100円以上」の賃金改善を求めてきた。賃上げでは、登録組合の加重平均で5820円(1.89%)を獲得(5/27現在)。また、パート・アルバイトなどの賃上げは256組合が獲得し、時間額の引上げは14.9円となった。企業内最賃の協定・改定159組合を含め、労働時間の短縮や非正規の待遇改善、育児・介護休業の改善、人員増・定年延長など、のべ970組合が制度的諸要求での成果をあげている。

③ナショナル・ミニマム、社会保障の整備・拡充を求めて取り組み、「最低賃金時給1000円の

実現を求める国会請願署名」を展開してきた。この課題では、民主党の「マニフェスト」を活用して、時間額1000円と中小企業支援策を求める政府要請とともに、中小企業団体などとの合意形成に努めている。

2) 中小企業関係単産の運動論と取り組み

全労連・春闘共闘の民間単産は、ほとんどが中小企業に基盤をおく組織である。こうした中小企業関係単産は、賃金の引上げでも労働諸条件の改善でも、企業内での要求実現・前進には限界がある。経営危機に直面している企業では尚更である。これらの単産では、1989年11月の全労連結成を前後して「中小企業における労働組合運動」論を整理、発展させてきた。全労連全国一般では、「中小企業経営をまもる『たたかう提案型』運動」であり、JMIUでは『合意協力型労使関係』で経営改善をすすめ、対政府要求を『二方面のたたかい』として取りくんでいる。建交労や全印総連なども含め表現こそ違うが、運動論はほぼ同一といっても過言ではない。

すなわち、要求実現のためには3つの闘いが必要だと説く。第1は、職場での交渉力・闘争力の強化である。なんとといっても直接の雇用主に対して「人間らしく働き、生活できる賃金・労働条件」を求めるのは当然である。同時に、それが実現しない経営上の問題は何なのかを労使で解明し、労使が協力して改善に努めるというものである。この責任はあくまでも経営側に求めている。第2は、関連する産業内での中小企業の経営改善を図っていく取りくみである。これには、地域や産業内での経営実態調査などを通じて問題点を明らかにし、地域・産業政策として、業界内で自主的に解決させたり、対政府要求として要求の実現を迫るものである。最近では下請2法の厳格な運用に加えて、官公需入札制度の改善・公契約条例制定に向けた取り組みが注目されている。第3は、国民本位の政治をめざす取りくみである。パートタイマーや派遣労働者に係わる法律や、健康保険、労働保険、年金制度な

どの社会保障、所得税や消費税などの動向は労働者の生活に直結しており、政局に対応して対政府・国会闘争を組織している(注: JMIUの『二方面のたたかい』は、第2と第3を結合したもの)。

この間の取り組みで代表的な成果は、①職場闘争では、JMIUの統一ストライキ戦術、建交労運輸部会の大都市集団交渉、マスコミ単産の奮闘などによって、全労連・春闘共闘の春闘賃上げ額が連合の水準を上回っていることである。②中小企業の経営改善をめぐっては、下請代金法の適用を「情報成果物」と「役務」の委託取引に広げさせたこと(9ページ参照)により、出版、放送、映画演劇や運輸、卸・小売などで公正取引が普及しはじめたことである。建交労運輸と全印総連では、労使共同のセミナーやフォーラムが定着し問題点を共有している。また、規制緩和をめぐっては、タクシー車両台数の削減を求める自交総連の取り組みが「タクシー活性化法」を成立させ、都市ごとに台数を削減することが可能になった。

5. 格差是正と待遇改善をめざして

最後に、冒頭の規模別格差で問題になった、中小企業における低賃金や劣悪な労働条件を改善させていくために、当面する課題、方策を示し、今後の運動の発展に期待したい。

第1は、組織の拡大強化である。とくに、大企業における非正規労働者の要求、たたかいを支援すること。これは、当該労働者の生活と権利を守るだけでなく、産業内の民主化に通じるもので、労働運動全体の課題である。あわせて、地域の中小職場で低賃金・無権利状態で働かされている(正規・非正規問わず)労働者の組織化をすすめることである。

第2は、第174通常国会に提出された「労働者派遣法改正法案」を、真に抜本的に改正させる取り組みである。同法案には、①「登録型派遣の原則禁止」なのに専門26業務などが禁止の例外になっている、②期間の定めのない派遣労働

者について「3年を超えた場合、派遣先が労働契約を申し込む義務」が削除され、正社員化の道が閉ざされているなど、いくつもの大穴があげられている。これは、労働界あげて修正させなければならない課題である。

第3は、最低賃金の引き上げで、当面、全国一律に時給1000円以上をめざす取り組みである。財界や大企業は、「中小企業が潰れる」「国際競争力に負ける」などと逆襲し、政府も民主党「マニフェスト」を横目で睨みつつ、「中小企業の業績回復が先」だとしている。しかし、労働総研の緊急提言や富士通総研の研究では「最賃を1000円に引き上げることが中小企業の活性化になる」「最賃引き上げは最大の成長戦略」であることを立証し主張しているのである。これらを武器に、夏に向けた熱い取り組みが計画されている。

第4は、公契約条例の制定である。日本初・千葉県野田市の「公契約条例」は、自治体が発注する仕事に係わる賃金・労働条件を保障する内容を明記したもので、労働組合運動に大きな衝撃を与えた。準備中の国分寺市では「先を越された」と悔しがり、川崎市などでも条例づくりが急ピッチである。全労連の地方組織、関係単産でも頻繁に学習会を持ち、この流れを全国に波及させる努力が続いている。

第5は、職場における均等待遇の実現である。今年の4月1日には、労働基準法の一部改正(時間外割増率、有休の時間付与)や、均等待遇、子育て支援、雇用確保などに関する法制度の改正施行が集中した。育児・介護休業法の改正施行は6月30日である。これらは手直し程度の改正ではあるが、世論と運動を反映したものである。労使でよく話し合って具体化し、職場に導入したい課題である。均等待遇に係わる制度導入は、結果としてパートタイマーなど非正規雇用のコストアップにつながるが、より良い人材確保のため正規化への道もあわせて獲得する組合が増えつつある。

(なかじま やすひろ・労働運動総合研究所事務局員)